

議案第28号

白山平泉寺観光振興拠点の設置及び管理に関する条例の一部改正について

白山平泉寺観光振興拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和2年9月9日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

白山平泉寺観光振興拠点の休館日を改定したいため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

白山平泉寺観光振興拠点の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

白山平泉寺観光振興拠点の設置及び管理に関する条例(平成30年勝山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(休館日)</p> <p>第5条 観光振興拠点の<u>うち、あ之蔵、と之蔵及び精進坂前誘客施設</u>の休館日は、<u>火曜日及び12月1日から翌年3月20日まで</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(休館日)</p> <p>第5条 観光振興拠点の<u>休館日は、次のとおり</u> _____とする。</p> <p>(1) <u>あ之蔵 12月1日から翌年3月20日まで</u></p> <p>(2) <u>と之蔵 12月1日から翌年3月20日まで</u></p> <p>(3) <u>精進坂前誘客施設 火曜日及び12月1日から翌年3月20日まで</u></p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。